

# 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

問い合わせ先 健康介護支援課 ☎52-9280・福祉事務所 ☎53-3117

介護保険法と老人福祉法の規定により、3年ごとに本計画の見直しが義務づけられていることから、今回『第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』を策定しました。

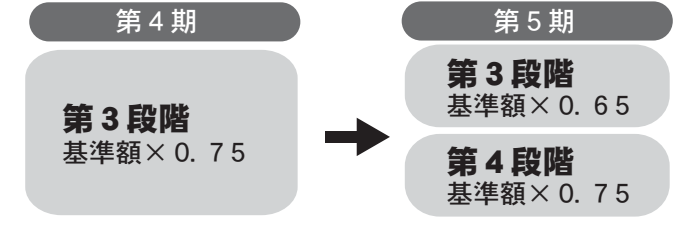
## ◆介護保険料(基準額)

	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度
基準額	49,400円	56,400円

## ◆基準額の算出方法(概要)

$$\text{基準額} = \frac{\text{介護保険総事業費用} \times \text{65歳以上の負担分(21\%)}}{\text{65歳以上の人口}}$$

## ◆第3段階の分割

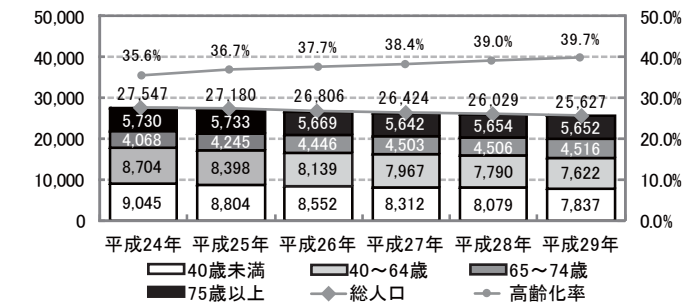


**持続可能な運営を目指して 介護保険料を改定しました**

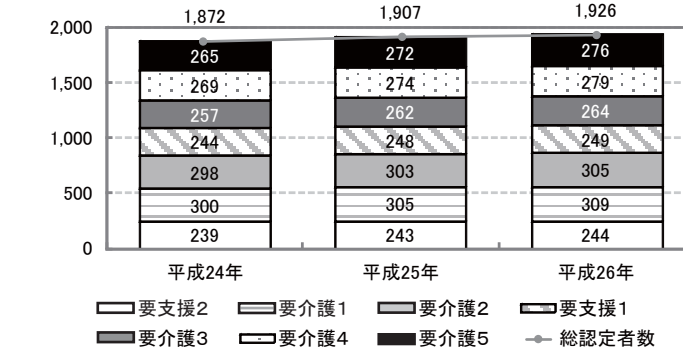
平成24年度から介護保険料を引き上げます。市の準備基金の取り崩しや、県からの財政安定化基金の取り崩しによる交付額等により、保険料の上昇を抑制しましたが①本計画期間(平成24年度～平成26年度)における要介護認定者数の増加と、それに伴う介護給付費の増加②65歳以上の介護保険料負担割合の増加(20%→21%)の影響等により、持続可能な運営を目指して、保険料を引き上げます。

また、本計画期間より、第3段階の弾力化を行う事が可能となったことから、所得段階を現行の第3段階を分割し、9段階から10段階に変更します。

## ◆人口と高齢化率の今後の見込み

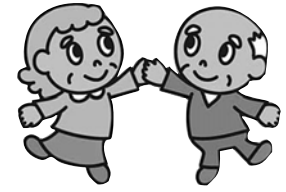


## ◆要介護認定者数の今後の見込み

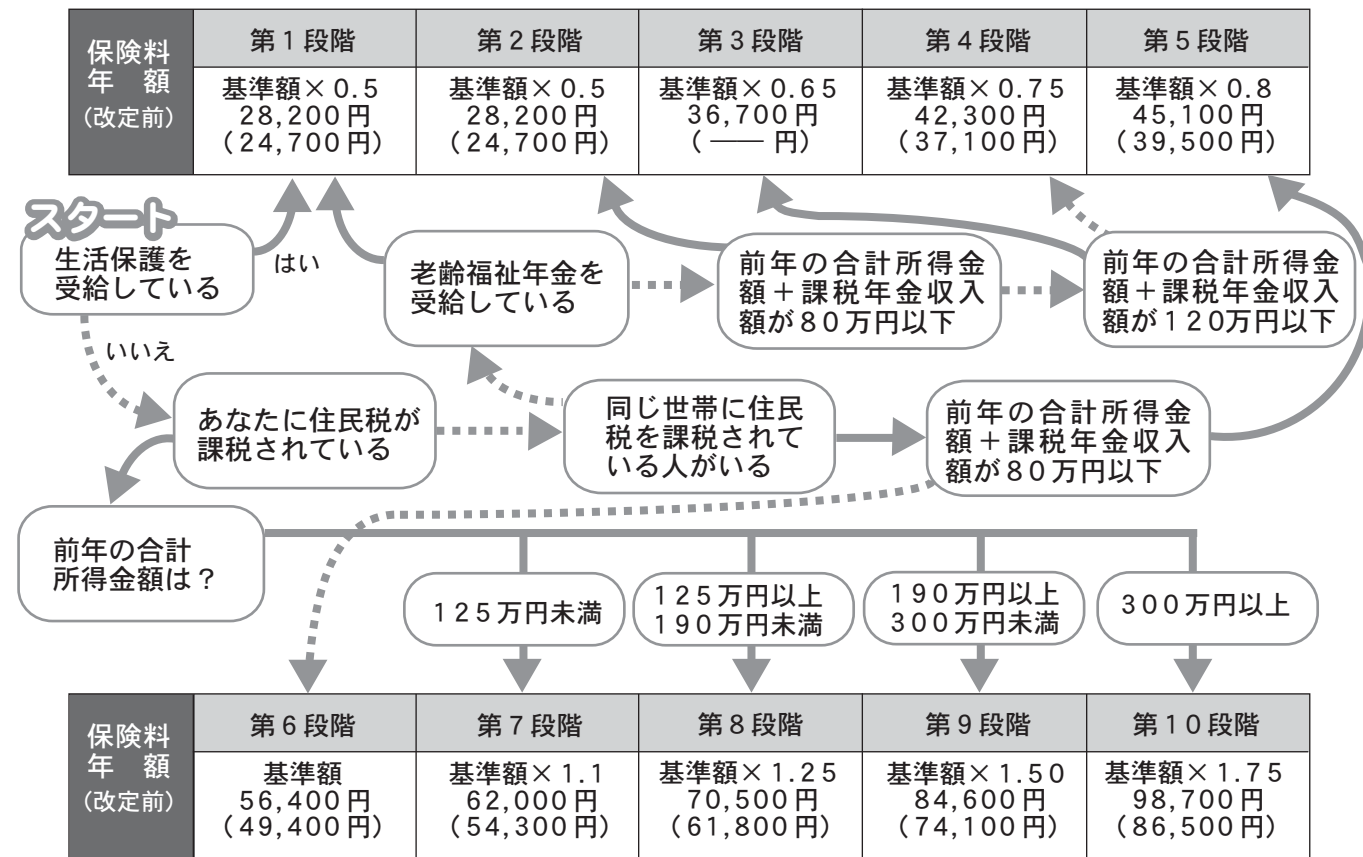


市では、平成21年3月に、第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施運営に取り組んでまいりました。介護保険法と老人福祉法の規定により、3年ごとに本計画の見直しが義務づけられていることから、今回、第5期にあたる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)を策定しました。

この計画は、第3期・第4期に引き継ぎ『ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり』を目指し、平成24年度から今後3年間の高齢者保健、福祉施策や介護保険サービスの見込み量などを盛り込んでいます。



## あなたの介護保険料はいくら



## 第5期計画の重点目標

第5期計画の実現に向けた4つの重点目標があります。

- 1 健康でいきいき暮らせるまちづくりの推進**  
「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの基本を地域全体へ普及していくとともに、地域での健康づくり、介護予防が推進されるように、自主活動組織の立ち上げ・支援に取り組めます。また、すべての高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるように生涯を通じ、現役で活躍できるまちづくりを進めます。
- 2 安心して介護が受けられるまちづくりの推進**  
介護が必要な状態となっても、できる限り自立し、地域(在宅)で安心して生活ができるように、在宅を基本としたサービス基盤整備に取り組めます。
- 3 住み慣れた在宅生活の推進**  
高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができるように、高齢者の実態・ニーズを確認し、実情に即した福祉事業を展開します。また、各制度に該当しない高齢者を適正に把握しながら、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築に努め、すべての高齢者の在宅生活を支援していきます。
- 4 地域で支え合うまちづくりの推進**  
地域包括ケアシステムの構築に向け、健康づくり・介護予防事業・生きがいづくり等、自ら率先して取り組もうとする自助、互助をサポートする住民同士の支え合いを推進します。